

「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」の概要

1 基準の特例を定める行為

自然公園法施行規則第 11 条第 22 項に規定する行為(土地の形状変更)

2 基準の特例を適用する区域の範囲

新島阿土山地区 東京都新島村阿土山の一部(別添区域図の5, 6, 8 - 1 各一部)

面積 4,127m<sup>2</sup>

3 基準の特例の内容

自然公園法施行規則第 11 条第 22 項第 4 号中「廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。」とあるのは、「廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるとき、又は、地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないときは、この限りでない。」と読み替える。

4 基準の特例を定める理由

新島村においては、住民の生活等により生じる一般廃棄物については、市町村内での処理が原則であり、かつ、離島という地理的制約もあったことから、永年、新島島内の廃棄物処分場において処理してきた(焼却灰のみ島外搬出)。しかし、現在の処分場が、平成18年度で処分量を満たしてしまう見込みであるため、新たな処分場の整備を行うことが緊急の課題となっている。

新島村は、ほぼ全域が国立公園区域に指定されており、公園区域外の地域は、全域が市街地であるため、公園区域外において廃棄物処分場を整備することはできない。また、普通地域についても、空港用地、農地、採石場等として現に利用され、又は、水源地として重要な場所となっていることから、新たな処分場用地を確保することは困難である。このため、特別地域内において整備用地を選定する必要があるが、自然公園法施行規則第 11 条第 22 項において、廃棄物の埋立てによる土地の形状変更については認めていないため(第4号)、現状のままでは、新島村において廃棄物処分場の整備は行えないこととなる。

このような新島村の特殊性を考慮すると、自然公園法施行規則第 11 条第 33 項に規定する「自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でない」と認められる場合に該当するものと考えられる。また、対象区域についても、景観、自然環境、生活環境等への影響、立地特性等を考慮して、総合的に検討した結果、最も影響の少ない阿土山の一部に選定されたものであることから、同項の規定に基づき、基準の特例を定めるものである。